

市町村立美術館 活性化事業

...

地域創造が企画提示した公立美術館の収蔵品をつかった巡回展を、参加申請により集まった美術館が実行員会を結成して開催する事業

対象：市区町村（政令指定都市を除く）の設置する美術館

※美術館とは、博物館その他の美術作品の公開及び保管を行う施設をいう

2 か年事業



- 事業内容：**
- 学芸担当者会議を実施
 - ・ 作品の選定、巡回展企画制作
 - ・ カタログの編集作業
 - ・ 地域交流プログラムの企画立案

- 巡回展の開催
 - ・ カタログの発行
 - ・ 地域交流プログラムの実施

- 助成金：**
- 100万円上限（助成率10/10）
 - ※準備年度はアドバイザーを派遣し、展覧会企画立案をサポート

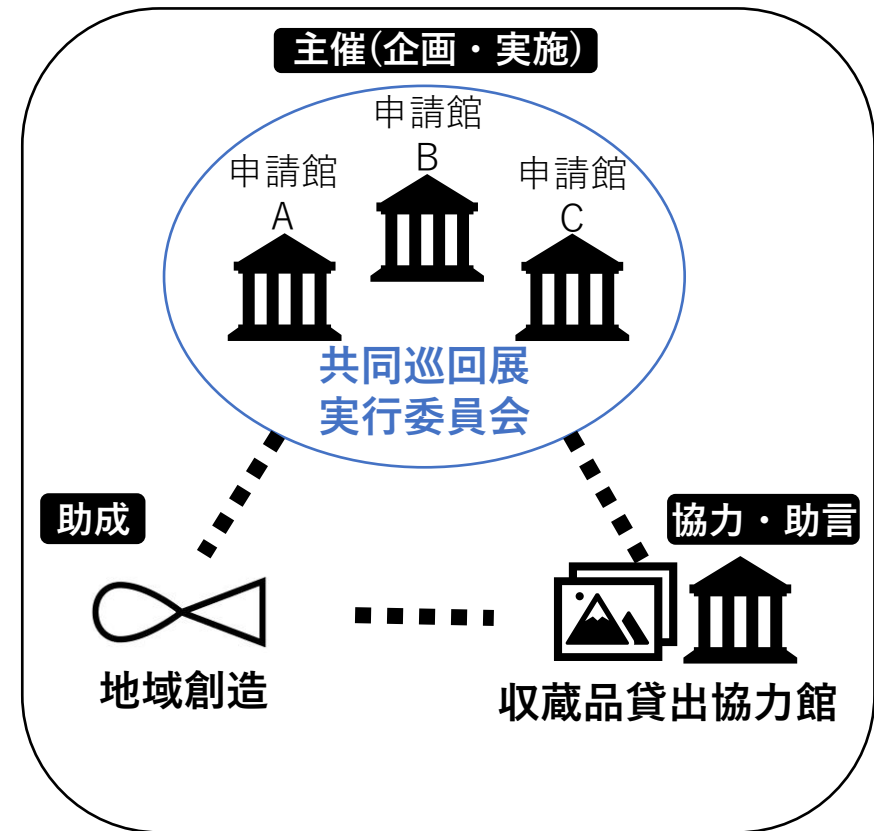
- 1,200万円上限（助成率2/3）

- 予算計上：**
- 学芸担当者会議のため出張旅費等（4回程度）

- 実行委員会への負担金

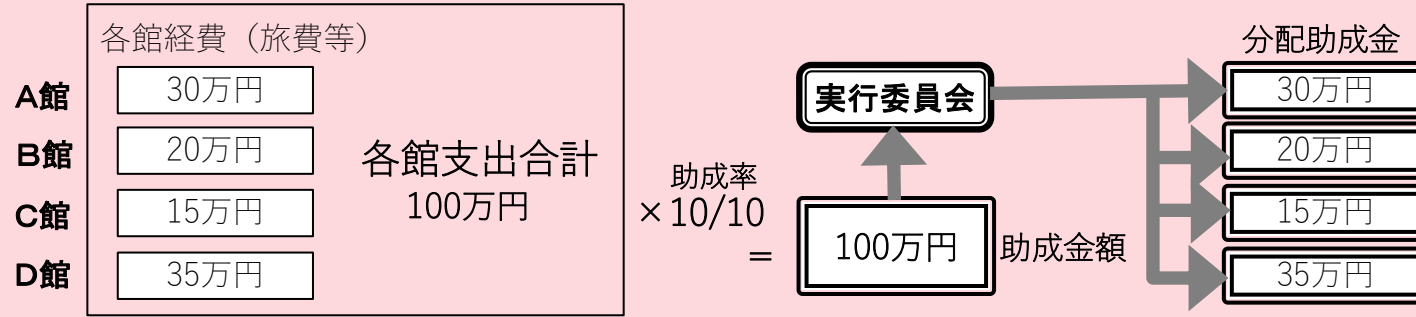
※助成金は原則実績報告後に支払われるため申請館で予算計上が必要です

実施体制：



○ 市町村立美術館活性化事業 助成の仕組み

準備年度（1年目）：全参加館の対象経費の合計に対して、事後請求により地域創造が補助（上限100万円。10/10助成）
 （準備年度には実行委員会出席のための旅費等が発生するため、**各参加館で立替えが必要**になります）



開催年度（2年目）：対象経費の合計額から事業収入を控除した額の2/3まで助成（上限1200万円）
 （開催年度当初に**各参加館は負担金を拠出**します）
 （助成決定額の50%までの前金払いの請求が可能）

